平成 29 年 3 月

事業者並びに技能講習受講者の皆様へ

公益社団法人　神奈川労務安全衛生協会

技能講習修了証記載事項の「本籍地」廃止について

日頃より当協会にて労働安全衛生法に基づく技能講習（作業主任者含む）を受講いただき誠にありがとうございます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 基発 0310 第 1 号が平成 29 年 3 月 10 日付けで発令されました。

従来、労働安全衛生法に基づき免許試験受験の申請書、技能講習受講の申込書や帳簿等には本籍地（都道府県名）の記載が義務づけられておりましたが、本籍地確認のための住民票等の公的書類の準備等、申請者の負担を軽減するため、画一的に本籍地の記載を求めることは不要とすることとし、免許試験受験申請書等から本籍地欄を削除する等、所要の改正がなされることとなりました。

昨年よりこれまで本籍地記載の公的書類をご準備いただく等、ご協力をいただいてまいりましたが、この法改正に伴い平成 29 年 4 月 1 日以降、公的書類による「本籍地（都道府県名のみ)」の確認を廃止させていただきます。

なお、平成 29 年 4 月 1 日以降の技能講習修了証に記載する「氏名・生年月日」の確認につきましては、受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等（下記例示）をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。

記

1. 本人確認可能な証明書等

①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）
②住民基本台帳（住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本（謄本）
③健康保険被保険者証（健康保険証）
④パスポート（旅券）
⑤学生証、卒業証明書
⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
⑦平成 28 年 2 月 1 日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
⑧　　〃　　再交付技能講習修了証

2. 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日より

3. 個人情報保護について

ご提示いただきました個人情報は、技能講習修了証発行業務にのみ利用させていただきます。

以　上